

特別障害者扶養信託

大 島 俊 之

目 次

- 1 はじめに
- 2 信託関係人
- 3 信託財産の範囲
- 4 非課税適格要件
- 5 申告手続き
- 6 若干の外国法
- 7 おわりに

1 はじめに

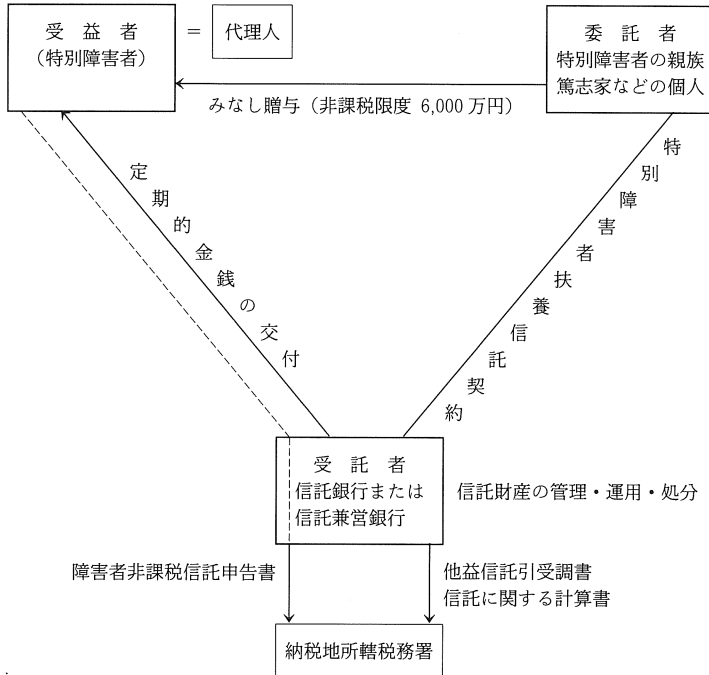
特別障害者扶養信託は、1975年4月1日施行の相続税法改正によって新設された相続税法21条の4（特別障害者に対する贈与税の非課税）に基づく制度である。信託業界では、一般に、特別障害者扶養信託のことを「特定贈与信託」と呼んでいる（これを略して「特贈」と呼ぶこともある）。すなわち、この制度には、2つの名称があり、税法上は「特別障害者扶養信託」といい、信託実務上は「特定贈与信託」というのである。

この制度は、特別障害者（いわゆる重度心身障害者）の生活の経済的な安定をはかる目的で、個人が委託者となり、特別障害者を受益者として、財産を信託銀行に信託した場合に、6,000万円を限度に、贈与税を非課税にするというものである（この限度額は、当初3,000万円であったが、1988年に6,000万円に引き上げられた）。委託者以外の者が受益者となる

「他益信託」の場合には、委託者から受益者への贈与がなされたものとみなされ、贈与税が課税されるのが原則であるが（相続税法4条1項参照）、それを非課税とするのである。

特別障害者扶養信託の仕組みを図で示すと、次のとおりである。

図 特別障害者扶養信託のしくみ



特別障害者扶養信託の実際の利用状況は、表1のとおりであり、着実に利用が増加していることがわかる。

2 信託関係人

(1) 委託者 委託者は、個人でなければならない。法人が委託者となるときは、特別障害者の一時所得となり、この制度の対象とならない。委託者は個人であればよく、特別障害者の親族である必要はない。また、特

特別障害者扶養信託

表1 特別障害者扶養信託の利用状況

1975年4月1日 制度発足

1975年5月21日 取扱開始

年 月	受益者	信託財産残高
1978年3月末	82人	11億1340万円
1979年3月末	126人	16億4357万円
1980年3月末	157人	21億1506万円
1981年3月末	175人	24億1274万円
1982年3月末	202人	28億8289万円
1983年3月末	229人	33億8269万円
1984年3月末	269人	42億1926万円
1985年3月末	303人	50億5297万円
1986年3月末	345人	61億1073万円
1987年3月末	386人	72億1408万円
1988年3月末	452人	87億3026万円
1988年4月1日	非課税限度額 6,000万円に	
1989年3月末	562人	119億1260万円
1990年3月末	673人	168億5210万円

別障害者「扶養」信託という名称にかかわらず、委託者は特別障害者に対して扶養義務を負う者である必要もない。

しかし、実際上は、ほとんどの場合、委託者・受益者間には親族関係があり、親子関係にあるものが圧倒的に多く、ついで祖父母・孫関係、夫婦関係、兄弟関係の順となっている（表2参照）。また、委託者の年齢は、70歳以上の者が圧倒的に多く、ついで60歳代、50歳代の者が多い。40歳以下の者は、ほとんどいないと言っても過言ではない（表3参照）。

表2 委託者・受益者の関係
(親子関係以外)

1988年6月現在

孫	54人
妻	21人
兄弟	18人
夫	2人
その他	22人
計	116人

委託者から受益者を見た場合

表3 委託者の年齢別分布

1988年6月末現在

20歳未満	1人
20歳～29歳	2人
30歳～39歳	8人
40歳～49歳	32人
50歳～59歳	49人
60歳～69歳	86人
70歳以上	220人
計	398人

年齢不明86人

(2) 受託者 受託者は、信託銀行または信託兼営銀行に限定されており、いわゆる「民事信託」は認められていない（相続税法21条の4第1項、同法施行令4条の8）。

(3) 受益者 受益者は、心身障害者のなかでも、重度の障害がある特別障害者に限定されている（相続税法21条の4第1項、19条の4第2項、同法施行令4条の4第2項）。

① 重度の精神薄弱者 心神喪失の常況にある者、または児童相談所、精神薄弱者更生相談所、精神衛生センターまたは精神衛生鑑定医の判定により重度の精神薄弱者とされた者。この類型の者を受益者とする特別障害者扶養信託契約は、138件であって、2番目に多い（表4参照）。

② 1級または2級の身体障害者手帳所有者 身体障害者福祉法15条4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害が1級または2級であるとして記載されている者。この類型の者を受益者とする特別障害者扶養信託契約は、331件であって、最も多い（表4参照）。

③ 特別項症から第3項症までの戦傷病者手帳所有者 戦傷病者特別援護法4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に、精神上または肉体上の障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までである者として記載されている者。実際には、この類型の者を受益者とする特別障害者扶養信託契約は、皆無である（表4参照）。

表4 障害の類型別件数
1988年6月末現在

重度の精神薄弱者	138件
1級または2級の身体障害者 手帳所有者	331件
特別項症から第3項症までの 戦傷病者手帳所有者	0件
原子爆弾被爆者	0件
常に就床を要し、複雑な介護 を要する者のうちの重度の者	7件
年齢65歳以上の重度の障害者	1件
計	476件

複数の障害をもつ受益者あり

特別障害者扶養信託

④ 原子爆弾被爆者 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律 8 条 1 項の規定による厚生大臣の認定を受けている者。実際には、この類型の者を受益者とする特別障害者扶養信託契約は、皆無である(表 4 参照)。

⑤ 常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうちの重度の者 常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち、上記①または②に準ずる者として、社会福祉事業法に定める福祉に関する事務所(福祉事務所)の長の認定を受けている者。実際には、この類型の者を受益者とする特別障害者扶養信託契約は、7 件しかない(表 4 参照)。

⑥ 年齢 65 歳以上の重度の障害者 精神または身体に障害のある年齢 65 歳以上の者で、その障害の程度が上記①または②に準ずる者として、社会福祉事業法による福祉事務所の長の認定を受けている者。実際には、この類型の者を受益者とする特別障害者扶養信託契約は、1 件しかない(表 4 参照)。

ところで、受益者の年齢は、30 歳代が最も多く、ついで 40 歳代、20 歳代、50 歳代と続く(表 5 参照)。

表 5 受益者の年齢別分布
1988 年 6 月末現在

20 歳未満	84 人
20 歳～29 歳	81 人
30 歳～39 歳	114 人
40 歳～49 歳	100 人
50 歳～59 歳	65 人
60 歳～69 歳	18 人
70 歳以上	12 人
計	474 人

年齢不明 1 人

3 信託財産の範囲

特別障害者扶養信託において、信託財産とすることができる範囲は、次のとおりである(相続税法施行令 4 条の 10)。

- (1) 金銭
- (2) 有価証券
- (3) 金銭債権
- (4) 立木および立木の生立する土地（立木とともに信託されたものに限る）
- (5) 継続的に相当の対価を得て他人に使用させる不動産
- (6) 受益者である特別障害者の居住の用に供する不動産（上記(1)から(5)までの財産のいずれかとともに信託されたものに限る）

信託財産の価額（信託受益権の価額）は、相続税財産評価に関する基本通達による。

なお、信託財産が2種類以上にわたる場合であっても、包括信託として、一個の信託契約によって信託することができる。

4 非課税適格要件

贈与税非課税の取扱いを受けるためには、すでに述べた要件の他に、さらに、次の要件を満たさなければならない（相続税法21条の4第2項、相続税法施行令4条の11）。

(1) 信託の利益の全部（元本受益権および収益受益権）について、1人の特別障害者を受益者としていること

(2) 受益者である特別障害者の死亡後6か月を経過する日に信託が終了するものとされていること

(3) 信託契約を取消または解除をすることができず、かつ、その信託の期間および受益者を変更することができないものとされていること。ただし、いわゆる「詐害信託」の場合には、債権者取消権による取消が可能である（民法424条、信託法12条）。また、遺留分を侵害された遺留分権利者が、減殺請求をすることは可能である。さらに、特別障害者の死亡後、その相続人、受遺者が信託契約を解除することは可能である。

(4) 特別障害者に対する信託財産からの金銭の支払いは、特別障害者の

特別障害者扶養信託

生活または療養の需要に応じるため、定期的に、実際の必要に応じて適切に行われること

(5) 信託財産の運用は、安定した収益の確保を目的として、適正に行うものとされていること

(6) 信託受益権を譲渡または担保に供することができないものとされていること 　ただし、遺贈をすることは可能である。

5 申告手続き

贈与税非課税の取扱いを受けようとする特別障害者は、次の書類を添付し、受託者を經由して、障害者非課税信託報告書を納税地の所轄税務署に提出しなければならない（相続税法施行令4条の9）。

(1) 信託契約書の写し

(2) 特別障害者の区分に応じた証明書類

① 重度の精神薄弱者　　児童相談所，精神薄弱者更生相談所，精神衛生センターまたは精神衛生鑑定医の証明書

② 1級または2級の身体障害者手帳所有者　　身体障害者手帳の写し

③ 特別項症から第3項症までの戦傷病者手帳所有者　　戦傷病者手帳の写し

④ 原子爆弾被爆者　　厚生大臣の証明書

⑤ 常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうちの重度の者　　福祉事務所の長の証明書

(3) 信託受益権の価額の計算の明細書

6 若干の外国法

特別障害者扶養信託と類似した外国の制度を紹介しておこう。

(1) 英米法　　まず、扶養信託 (trust for support) がある。受益者の生活・療養・教育などのために、信託収益または元本を給付する信託である。給付内容は、受託者の裁量によって決定する。この信託は、アメリカ

において、遺言信託として行われることが多い。

さらに、アメリカで「浪費者信託 (spendthrift trust)」, イギリスで「保護信託 (protective trust)」と呼ばれる制度がある。この信託においては、受益権の譲渡・処分が禁止されている。さらに、差押禁止も信託内容とされるが、この部分の有効性をめぐっては議論がある。当初、この制度は、文字どおり浪費者保護のための制度であったが、現在では、障害者とくに精神障害者を援助する目的で利用されている。

(2) 大陸法 フランス法圏においては、「信託的継伝処分」と呼ばれる制度がある。その内容は、たとえば、次のようなものである。A〔継伝処分者〕が自己の財産をB〔継伝義務者〕に遺贈または贈与する。したがって、Bは財産の所有者となるが、その財産を自由に処分することができず、Bの死亡時点で、あらかじめAが指定しておいたC〔継伝権利者〕に財産の所有権が移転するというものである。この制度は、家産の散逸を防止するために古くから利用されてきたが、フランス法圏では、原則的に禁止され(たとえばフランス民法896条), ごく制限的にしか認められない(たとえばフランス民法1048条以下)。そして、この制度は、心身障害者の保護と直接に関係するものではなかった。

ところが、1975年5月19日改正のイタリア民法は、それまで以上に信託的継伝処分を制限し、禁治産者の保護のためになされた場合にのみ有効とするに至った。こうして、イタリア現行法では、信託的継伝処分は、禁治産者保護のための制度となった。イタリア民法692条1項は、次のように規定している「禁治産者の父母, その他の直系尊属または配偶者は, [禁治産者である] 子, 卑属または配偶者に財産を与え, これらの者に対して, 与えられた財産を保持し, かつ, これらの者が死亡する時に, 後見人の監督のもとで禁治産者の監護をしてきた特定の人または法人に, 遺留分を含む財産を移転すべき義務を負わせることができる」。

最初に財産を贈与または遺贈される継伝義務者は、禁治産者であるので、その財産を実際に管理するのは、禁治産者の後見人である。そして、禁治

特別障害者扶養信託

産者死亡の時点で、あらかじめ指定されていた継伝権利者（禁治産者の生前、その監護をしてきた者）に、財産が移転する。なお、イタリアにおける学説の説明によれば、禁治産者の後見人は継伝権利者になることができないとのことである（大島・後掲124頁参照）。

なお、ドイツ法圏においては、信託的継伝処分と類似したものとして、「後位相続人の指定」という制度がある。ドイツ法圏においては、後位相続人の指定は、原則的に有効である（たとえば、ドイツ民法2100条以下、オーストリア一般民法604条以下、スイス民法488条以下）。

7 おわりに

現行の特別障害者扶養信託制度については、次のような改善案が提起されている。

(1) 信託の設定の際にかかる登録免許税を軽減すること 現在、たとえば信託財産が不動産である場合、その信託登記の際に要する登録免許税については、特段の措置は講じられていない。そこで、これを軽減すべきであるという提案がなされている（石井・後掲45頁、信託協会の提案）。

(2) 信託収益についての受益者の所得税を非課税にすること 現在、信託財産の運用収益については非課税とはならず、所得税法の規定により、受益者は、他の所得と合算して確定申告をする必要がある。これを非課税にすべきであるという提案がなされている（石井・後掲45頁、信託協会の提案）。

(3) 受益者の範囲を中度の心身障害者にも拡大すること 現在、受益者の範囲は、重度の心身障害者に限定されている。これを中度の心身障害者などにも拡大すべきであるという提案がなされている（石井・後掲45頁、御園・後掲93頁）。

参 考 文 献

- (1) 龍宝惟男「特別障害者扶養信託制度の発足」金融法務事情 754号 24頁 (1975年, 金融財政事情研究会)
- (2) 信託協会『特定贈与信託 - その制度のあらましと手続き -』(刊行年の記載なし, 信託協会)
- (3) 石井嵩「特別障害者扶養信託について - 信託受益権の移転性を中心として -」信託法研究 4号 17頁 (1980年, 信託法学会)
- (4) 御園武二郎「特定贈与信託」信託 132号 83頁 (1982年, 信託協会)
- (5) 岡部亮「信託 Q & A シリーズ, その他の業務 (その1) - 特定贈与信託 -」信託 156号 50頁 (1988年, 信託協会)
- (6) 田中実=山田昭『信託法』247頁 (1989年, 学陽書房)
- (7) 経済法令研究会編『信託の実務 [三訂版]』321頁 (1990年, 経済法令研究会)
- (8) 三菱信託銀行信託研究会編著『信託の法務と実務』488頁 (1990年, 金融財政事情研究会)
- (9) 大島俊之「信託的継承処分 (後継遺贈) (1)」経済研究 36巻1号 69頁 (1991年, 大阪府立大学経済学会)

[付記] 本稿は、本来、別の書物の一部として数年前に執筆したものであるが、諸般の事情から刊行の見通しが立っていない。このままでは、内容および数値が古くなり過ぎるので、現段階で単独の論文として公表することにした。表の統計値は、社団法人信託協会の調査による。また、文献調査に際しては、同協会の調査部および信託文献センターから多大のご助力をいただいた。深く感謝いたします。